

# 6月1日から改正残土条例スタート

平成16年3月議会で残土条例の全面改正が議決され、新たに「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」が6月1日から施行されます。内容については、従来のものより大幅に規制が強化されています。本号では、今回の改正のあらましについてお知らせします。



違法な埋め立てによる残土の山

## 今回の改正の大きな特徴

### 1. 土地所有者も

#### 事業者と同等の責任が

この条例は、土砂などの埋め立て、盛土、たい積行為および土砂などの土質について必要な規制を行うことにより、自然環境や生活環境を保全するとともに災害の発生を未然に防止し、住民が健康で安全かつ快適な生活を確保するこ

### 2. 事前協議制の導入と

#### 住民との合意形成を重視

一方、土砂などの搬入に伴う大型車両による交通量の増加や自然環境の変化に対する不安など、地

とを目的としていきます。

適正な埋め立て行為などを確保していくためには、事業者と土地所有者による適正な施工管理が不可欠です。今回の改正では、土地所有者も共同事業者であり、事業に対して共同責任をもつという立場から、事業者と同等の責務を負うこととなります。違法な埋め立てがあった場合、土地所有者も処罰などの対象になりますので十分注意してください。

このため、もう「知らなかった」「だまされた」では済みません。「おかしいな」と思ったら一人で悩まず、埋め立てに同意する前に市環境対策課にご相談ください。

域住民に与える影響は大きいものがあります。

このため今回の改正では、事前協議制を導入することになりました。事業者は、許可申請前に埋め立てにかかわる関係法令について関係機関と協議を行い、その上で地元説明会を開催し、地元の意向を把握することで事前に関係者の理解と協力を得ることを事業者に求めています。

また、申請にあたっては、生活環境の保全、安全の確保の観点から新たに住民の判断を許可基準に盛り込んでいます。隣接土地所有者全員と事業区域から300m以内に住む世帯主の10分の8以上の承諾書の添付を義務付け、事業者

## そのほかの改正点や新たな規定

と住民との合意形成を図ることとしています。

### 【上限面積の撤廃】

県条例による市町村条例の優先適用の規定により、3,000㎡以上の埋め立てについても市の条例が適用されることとなります。このことにより、埋め立て面積

が500㎡以上については、すべて市の残土条例が適用されます。

### 【土質などの規制の導入】

他の法令(宅地造成など)の許可により埋め立て行為を行うとき、使用する土砂などが建設残土の場合には許可制とし、土質の分析証明書の添付を義務付けています。

また、使用する土砂などが許可を受けた土取り場から採取したものである場合は届け出制としています。工事中についても、2カ月ごとに土質および水質の検査を義務付け、搬入される土砂の安全性を確保することとしています。

### 【高さ制限の導入】

埋め立ての高さを事業区域が接する前面の公道より2m以下の高さに制限することにより自然環境の保全を図ります。

### 【情報開示義務の導入】

事業者は、土砂等管理台帳を作成し保管しなければなりません。また、地元住民や利害関係者に対して事業にかかわる関係書類の開示を事業者が義務付けています。

くわしくは環境対策課 ☎ 1532( )へ。